

# オープンカウンター方式による見積合わせについて

令和8年2月5日

分任支出負担行為担当官  
上越森林管理署長 松井 章二

下記調達案件について見積合わせを実施するので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

## 記

### 1 件名

令和8年度 昇降機メンテナンス業務

### 2 仕様詳細は特記仕様書のとおり

### 3 履行期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

### 4 履行場所

〒943-0172 新潟県上越市大道福田555番地 上越森林管理署

### 5 見積書等の提出期限・場所

令和8年3月5日（木）14:00まで

〒943-0172 新潟県上越市大道福田555番地 上越森林管理署総務グループ

※電子調達システムによる提出及び郵送・持参を認めます。

### 6 提出書類

（1）見積書（消費税込みの価格で記載し、必ず日付を記入してください。）

※電子調達システムで見積書を提出する場合の見積額は、税抜金額を入力してください。

（2）下記8に定める資格を証明できる書類の写しを添付してください。

### 7 契約の締結日

令和8年4月1日（水）

### 8 必要な資格等

令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）における関東・甲信越地域の競争参加資格「役務の提供等」を有する者とします。

## 9 その他

見積書の提出に当たっては、「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認してください。

なお、本見積合わせに係る契約締結の条件は、令和8年度予算（暫定予算を含む）が成立し、予算示達がなされた場合とする。契約締結日は令和8年4月1日、履行期間の開始は令和8年4月1日とする。ただし、令和8年度予算が成立しなかった場合には、契約締結日はその予算成立日とする。また、暫定予算となった場合には、予算措置が全額計上されているときは全期間に渡って全額での契約とするが、部分的な予算措置となったときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

## 10 配布資料

特記仕様書、契約書（案）ほか

(担当：上越森林管理署 総務グループ)  
(Tel : 025-524-2180)

## オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

### 1. 見積合せに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) (1)～(3) のほか、案件毎に参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

### 2. 見積依頼書及び仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

上越森林管理署 総務グループ （Tel : 025-524-2180）

〒943-0172 新潟県上越市大道福田555番地

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きしてください。

※見積書の宛名は「上越森林管理署長」としてください。

### 3. 契約書等の作成の要否

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じて請書の徵収または契約書を作成します。

### 4. その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

(案)  
昇降機メンテナンス業務請負契約書

- 1 業務請負名 令和8年度 昇降機メンテナンス業務
- 2 業務場所 新潟県上越市大道福田 555 番地  
上越森林管理署
- 3 業務内容 別紙特記仕様書のとおり
- 4 請負期間 自 令和8年 4月 1日  
至 令和9年 3月 31日
- 5 請負金額 ¥ , —  
(建築基準法による年1回定期検査手数料¥ , —上記に含む)
- 6 契約保証金 免 除

上記業務について、発注者 分任支出負担行為担当官 上越森林管理署長 松井 章二（以下「甲」という。）と請負者 （以下「乙」という。）とは、下記条項により請負契約を締結し、その証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者（甲） 住 所 新潟県上越市大道福田 555 番地  
分任支出負担行為担当官  
氏 名 上越森林管理署長 松井 章二

請負者（乙） 住 所  
氏 名

## 条 項

### (総 則)

第1条 乙は、頭書の作業を別紙特記仕様書及び建築保全業務共通仕様書（令和5年版）（以下「共通仕様書」という。）に従い実施し、甲は、これに対し請負代金を支払うものとする。

### (作業対象昇降機及び点検回数等)

第2条 本契約の対象となる昇降機（以下「対象昇降機」という。）は別紙特記仕様書に記載のとおりとし、点検回数等は「共通仕様書」に記載のとおりとする。

### (作業実施日)

第3条 作業実施に当たって、乙は事前に作業日時等について甲に連絡し、甲の承諾を得た日時に作業を実施するものとする。

### (権利、義務の譲渡)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第3者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

### (作業場の注意事項及び秘密の保持)

第5条 乙及び乙の作業員は、安全に十分注意し、甲の公務執行に支障をきたさないよう作業を実施するものとする。また、作業中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### (所有機器等)

第6条 乙は作業を実施するために必要な機器等を、甲の承諾を得て対象昇降機及び建物等に乙の費用負担により設置できるものとする。

### (検査)

第7条 乙は、作業終了後にその結果について乙所定の報告書を提出することとし、その内容について甲の指定した職員による検査を受けなければならない。

### (請負代金の支払)

第8条 乙は、前条の検査が完了したときは、当該業務を完了した当月末締めをもって請負代金の請求をすることができる。

2 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請負代金の支払をしなければならない。

### (遅延利息)

第9条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

#### (業務の履行責任)

第10条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行つた後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

#### (甲の催告による解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（1）乙が、昇降機メンテナンス業務の実施等契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込がないと甲が認めたとき。

（2）この契約について、乙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲が認めたとき。

#### (甲の催告によらない解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

（1）第5条の規定に違反したとき。

（2）債務の全部の履行が不能であるとき。

（3）乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（4）債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができ

きないとき。

- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 15 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。  
2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
  - (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 13 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 14 条 甲は、業務が完了しない間は、第 11 条又は第 12 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第 15 条 甲は、第 11 条及び第 12 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の催告による解除権)

第 16 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第 17 条 前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 18 条 第 11 条又は第 12 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に對し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(相殺)

第19条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(その他)

第20条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、違約金として100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代

理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に接触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙1のとおり

## 別紙 1

### 暴力団排除に関する特約条項

#### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### (表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

#### (再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せざるようになければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との

契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

# 特記仕様書（点検・保守等）

## I. 業務概要

### 1. 業務名

令和8年度 昇降機メンテナンス業務

### 2. 履行場所・対象機械

上越森林管理署（新潟県上越市大道福田 555 番地）・KS—3B（クマリフト社製）

### 3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4. 業務仕様

- (1) 本特記仕様書に記載されていない事項は、建築保全業務共通仕様書(令和5年版)(以下「共通仕様書」という。)による。
- (2) 業務仕様書（特記仕様書、共通仕様書）に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。
- (3) 本特記仕様書の表記  
各項目に付記した【】は、共通仕様書における該当項目等を示す。  
例：【I 1.2.3】第1編1.2.3に該当する項目。

### 5. 対象業務

本業務の対象業務および範囲等は以下の通りとする。

- (1) 定期点検等及び保守業務 【II 1.1.2～1.1.9】  
対象数量：1台
- (2) 12条点検業務 【II 1.2.2】  
同上

## II. 一般共通事項

### 1. 一般事項

- (1) 受注者の負担の範囲 【I 1.1.3】  
業務の実施に必要な施設の光熱水等の費用負担はない。
- (2) 報告書の書式等 【I 1.1.5】  
様式自由
- (3) 守秘義務  
本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。
- (4) 著作権その他  
著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関して

は、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

(5) 業務の再委託

再委託は認めない。

## 2. 業務関係図書

(1) 業務計画書等

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

- ・業務年間計画書（様式自由）

(2) 貸与資料【I 1. 2. 3】

業務の実施に必要な次の関係資料を貸与する。なお、業務終了後速やかに返却すること。

- ・過去のエレベーター定期検査記録（報告書）
- ・過去の建築基準法による定期点検（12条点検）報告書

(3) 業務の記録【I 1. 2. 4】

次の書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管を行い、業務終了後に提出する。

- ・施設管理担当者との打合せ記録簿
- ・点検記録簿

## 3. 業務現場管理

(1) 業務責任者【I 1. 3. 2】

本業務の実施に先立ち、次の実務経験を有する業務責任者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。（業務責任者は業務担当者を兼任できる。）

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ・定期点検及び保守業務の実務経験3年以上

(2) 法定資格者の選任

本業務の実施に先立ち、業務実施上必要な次の法定資格者を選任し、氏名、生年月日、経歴書及び業務に関する資格を証明するものについて書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、法定資格者に変更があった場合も同様とする。

- ・二級建築士
- ・昇降機等検査員資格者

## 4. 業務の実施

(1) 業務担当者【I 1. 4. 1】

本業務の実施に先立ち、次の実務経験を有する業務担当者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

- ・定期点検及び保守業務の実務経験3年以上

(2) 業務の報告【I 1. 4. 7】

報告書等による報告期限は下記の通り。ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

- ・定期点検業務：翌月の15日まで

・12条点検業務：当該施設の点検終了後1週間以内

(3) 環境への配慮 【I 1.4.8】

・グリーン購入法の適用：

国等による環境物品等の推進等に関する法律に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」における「22-6 庁舎管理等」に該当する品目を調達する場合は、同方針に規定する「判断の基準」を満たすものとする。

### III. 特記事項

本業務の特記事項は以下による。

#### 1. 定期点検等及び保守業務

(1) 修理、取替え、交換等【II 7.2.2】

・II表7.2.2の○印の実施する設備

(2) 点検項目及び点検内容

項目	特記事項
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"><li>・機械室なしエレベーター【II 7.2.6】<ul style="list-style-type: none"><li>① 契約方式（P O G契約）</li><li>② 遠隔点検（実施しない）</li><li>③ 点検周期（周期A）</li><li>④ 運転状況（通常）</li><li>⑤ 適用法令（人事院規則） なお、性能検査等（実施しない）</li><li>⑥ 非常用エレベーター（兼ねない）</li></ul></li></ul>

#### 2. 12条点検業務の実施【II 1.2.2】

・建築基準法第12条第3項及び第4項の定期点検を実施する。

## 昇降機設備 点検内容一覧

対象機種:KS-3B

箇所	機 器 名	点 検 内 容	ホーム /小型
機械室	機械室環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械室環境の確認</li> <li>・手巻きハンドル等備品の異常の有無</li> </ul>	●
	制御盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各盤の固定状態、扉、カバーの開閉状態、ロック状態の確認</li> <li>・接触器本体の損傷の有無、端子の緩みの点検</li> <li>・安全チェック回路の動作、バッテリー劣化の有無の点検</li> <li>・各回路電圧・絶縁状態の点検</li> <li>・各ヒューズの取付状態、劣化の有無の点検</li> <li>・その他の機器の損傷の有無、端子の緩み、配線の点検</li> <li>・コネクター接触部の点検</li> </ul>	●
	卷上機 電動機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各機器の固定状態、防振ゴムの劣化、シーブ溝の摩耗状態、軸受けの給油状態、端子の緩みの確認</li> <li>・電磁ブレーキコアの状態、せりの有無、ライニングの当たりの点検、端子の緩み</li> <li>・ブレーキクリアランス・ブレーキスリップ量の点検</li> <li>・ギアオイルの量、劣化、漏れの有無の点検</li> <li>・電動機の絶縁状態の点検</li> </ul>	●
	そらせ車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取付状態、溝の欠損、亀裂の有無</li> </ul>	●
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端子ボックスの取付状態、端子の緩み、配線状態の点検</li> <li>・各配管の固定状態、錆、損傷、油漏れの点検</li> <li>・その他固定ボルトの緩み、配線状態、配管結合部の点検</li> </ul>	●
	昇降路 ・機械室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はかり装置の固定状態、端子の緩み、動作の点検</li> </ul>	●
かご関係	調速機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調速機の固定状態、端子の緩み、配線状態の点検</li> <li>・調速機の動作速度、キャッチ動作の点検</li> </ul>	●
	かご	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かご運転状態、加速・減速・着床位置・走行状態・異音の有無の点検</li> </ul>	●
	かご操作盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かご操作盤の取付状態、損傷、変形の点検</li> <li>・押しボタンの破損の有無、せり、動作・ランプの点灯状態の点検</li> </ul>	●
	意匠・照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かご室パネルの取付状態、損傷・変形・変色・腐食の有無、床材の摩耗・浮上りの有無の点検</li> <li>・かご照明器具の取付状態、球切れ、ちらつき、グローランプの劣化の有無、カバーの取付状態の点検</li> </ul>	●
	外部連絡装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通話状態、ブザーの状態の点検</li> </ul>	●
	かご上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かご上損傷の有無、各安全スイッチの動作の点検</li> </ul>	●
	かご上 オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーター本体の取付状態</li> <li>・配線状態、端子の緩み、コネクター接続部、各安全スイッチの動作の点検</li> </ul>	●
	着床スイッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着床スイッチの取付・配線状態、端子の緩みの点検</li> <li>・プレートとの隙間、位置関係の点検</li> <li>・動作位置、動作状態の点検</li> </ul>	●
	非常止め装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常止め装置の取付・動作状態、クサビとレールの隙間、連動部の変形・破損の点検</li> </ul>	●
	かご戸廻り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かご戸の吊り状態、ドアレールの清掃・給油状態、ハンガーローラー・モーターの摩耗・剥離の有無、エキセンローラーの調整状態、連動チェーンのテンション・摩耗の有無の点検</li> <li>・ドアマシンの固定状態の点検</li> <li>・戸位置スイッチの取付状態、端子の緩み、設定位置の点検</li> <li>・ゲートスイッチの取付状態、動作点設定状態、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、端子の緩み、配線状態の点検</li> </ul>	●

箇所	機器名	点検内容	ホーム /小型
かご関係	かご戸廻り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸閉連動機構の取付状態、曲がり・変形の有無の点検</li> <li>・かご戸と乗場戸の連動状態の点検</li> <li>・光電戸閉め防止装置の点検</li> <li>・スライドピースの取付状態、破損・変形の有無の点検</li> <li>・戸閉め警報ブザーの鳴動の点検</li> </ul>	●
	ガイドシュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドシューの取付・遊び・給油状態の点検</li> </ul>	●
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部ボルトの緩みの点検</li> <li>・シーブの取付状態、シーブ溝の摩耗状態の点検</li> </ul>	●
昇降路	昇降路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降路周壁のひび割れ、漏水の有無の点検</li> </ul>	●
	リミットスイッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取付ブラケットの固定状態、関係寸法の点検</li> </ul>	●
	ファイナルリミットスイッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピンの給油状態、ローラーのストローク、接点の荒損状態、端子の緩みの点検</li> </ul>	●
	ガイドレール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドレールの損傷・ジョイント部段差・鋲の有無、固定ボルトの緩み、レールクリップの緩みの点検</li> <li>・給油状態の点検</li> </ul>	●
	カウンターケース廻り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンターケースの組立ボルトの緩み、おもりの固定状態、鋲・損傷の有無の点検</li> <li>・シーブの固定状態、シーブ溝の摩耗状態の点検</li> <li>・ガイドシューはかごガイドシューと同様の点検</li> </ul>	●
	主索・ガバナロープおよびその取付部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主索・ガバナロープの摩耗・素線切れ・給油状態・テンション・鋲キンクの有無の点検</li> <li>・ロープソケットの亀裂、鋲の有無の点検</li> <li>・端末処理、ワイヤクリップ・ダブルナットの緩み、スプリングの劣化の点検</li> </ul>	●
	スイッチプレート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレート及びブラケットの取付状態、曲り・変形の有無、関係寸法の点検</li> </ul>	●
	移動ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルの損傷の有無</li> <li>・ケーブルハンガーの取付状態の点検</li> </ul>	●
乗場	乗場戸廻り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常解錠装置の異常の有無</li> <li>・インターロックの固定状態、ロックローラーの劣化・亀裂の有無、関係寸法の点検</li> <li>・ドアスイッチの固定状態、接点の荒損状態、端子の緩み、スイッチカバーの損傷の有無の点検</li> <li>・戸のせり・曲り・変形の有無の点検</li> <li>・スライドピースはかご戸と同様の点検</li> <li>・ベルト・チェーンのテンション、ベルトの損傷・摩耗の有無、端子の緩み、絶縁状態の点検</li> <li>・カウンターウエイトの状態の点検</li> <li>・ハッチスイッチの取付・動作点設定・接点の荒損状態、接点のフォローアップ・端子の緩み、配線状態の点検</li> </ul>	●
	ピット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピットの漏水の有無、清掃状態の点検</li> </ul>	●
	緩衝器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝器の鋲・損傷の有無、台の固定状態の点検</li> <li>・緩衝器と各当て板のクリアランスの点検</li> </ul>	●
	張り車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・張り車下のクリアランスの点検</li> </ul>	●
乗場	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸・出入口・三法枠・敷居の損傷・変形の有無、変色・腐食の有無の点検</li> </ul>	●
	乗場操作盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗場操作盤の取付状態、損傷・変形の点検</li> <li>・押しボタンの変形の有無、せり、動作、ランプの点灯状態の点検</li> </ul>	●
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各銘板の取付状態、汚損の有無の点検</li> </ul>	●

# 見 積 書

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官

上越森林管理署長 殿

下記のとおり見積申し上げます。

¥ \_\_\_\_\_ - (税抜)

住 所

氏 名

電話番号

件名:令和8年度 昇降機メンテナンス業務

昇降機の種類	台数	回数	単 価	金 額
小型エレベーター 2箇所停止	1	12		
建築基準法第12条第3項による定期検査手数料	1	1		
小 計				
消費税				
合 計				

作成例

## 委任状

代理人氏名 関東 太郎

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

件名を記入

2 件名 令和8年度 昇降機メンテナンス業務

3 入札に関する一切の件

令和〇〇年△月□□日

委任された日付を記入

住 所 ○○県△△市□□町1-2-3

全省庁資格確認通知書に記載された住所・会社名・代表者役職・氏名を記入(ゴム印でも可)

商号又は名称 ○△株式会社

代表者氏名 代表取締役 関東 次郎

分任支出負担行為担当官

上越森林管理署長 殿

なお、代理人から復代理人に委任をされる場合においても再度委任状が必要となりますので注意してください。

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

# 委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件名 令和8年度 昇降機メンテナンス業務

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

上越森林管理署長 殿